

喜多方市なりすまし詐欺防止装置貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が所有するなりすまし詐欺防止装置を市民に貸与することにより、なりすまし詐欺の被害を未然に防止し、もって安全で安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、喜多方市に居住する市民で、次の各号のいずれかに該当し、なりすまし詐欺被害防止のために貸し出す必要があると認められる者とする。

- (1) おおむね65歳以上の高齢者で、一人暮らし又は高齢者のみの世帯である者
- (2) 過去になりすまし詐欺の被害に遭ったことがある者
- (3) 喜多方警察署等に、なりすまし詐欺の前兆と思われる不審電話に関する相談をしたことがある者
- (4) その他、なりすまし詐欺防止装置を貸し出す必要があると認められる者

(期間)

第3条 貸出しする期間は、原則として6箇月とする。

- 2 市は、特に必要と認められる場合は、貸出期間を延長し、又は短縮をすることができる。なお、期間の延長等の必要性の判断については、関係機関と協議する。

(費用)

第4条 なりすまし詐欺防止装置の貸出しは、原則として無料とする。ただし、電話契約に関する費用及び付帯するサービスに関する費用が発生する場合は、貸出しを受けた者が負担する。

(貸出しの申請)

第5条 貸出しを希望する者（以下「借用者」という。）は、なりすまし詐欺防止装置借用申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。

(貸出しの審査等)

第6条 市長は借用者から前条の申請書を受理したときは、関係機関と協議のうえ貸出しの可否を決定する。

- 2 市長は前項に規定により、貸出しを決定したときは、喜多方市なりすまし詐欺防止装置貸出決定通知書（様式第2号）により、又、貸出しを要しないと認めたときは、喜多方市なりすまし詐欺防止装置貸出却下通知書（様式第3号）により借用者に通知する。

(貸出し中の管理)

第7条 借用者は、なりすまし詐欺防止装置を良好な状態で使用しなければならない。

2 借用者は、なりすまし詐欺防止装置を転貸または譲渡してはならない。

(返却)

第8条 借用者は、返却予定日までになりすまし詐欺防止装置を持参し、点検確認を受けるものとする。

(損害賠償)

第9条 借用者は、故意又は過失によって、なりすまし詐欺防止装置を亡失または破損させた場合は、市長に報告するとともに、なりすまし詐欺防止装置を原状に復し、又、その相当額をもって賠償しなければならない。

(貸出中止)

第10条 市長は、借用者が貸出期間中に本要綱に違反し、その他特に必要と認めるときは、返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

喜多方市なりすまし詐欺防止装置借用申請書

平成 年 月 日

喜多方市長 様

申請者

住 所

ふりがな

氏 名

⑩

電話番号

生年月日

(歳)

下記により、なりすまし詐欺防止装置を借用したいので申請します。

記

生活形態	・独居 ・同居 同居家族()
貸出希望期間	平成 年 月 日()～平成 年 月 日()
その他	過去に「なりすまし詐欺」にあったことが ある ・ ない
	過去に不審電話があり、警察署に相談したことが ある ・ ない

処理欄（以下については、記入しないでください。）

貸出： 可 ・ 不可			
貸出内容（貸出日 月 日）		返却・確認内容（返却日 月 日）	
受領者 氏名	貸出者（設置者） 職氏名	返却者 氏名	検収者（撤去者） 職氏名
確認事項 <input type="checkbox"/> 貸出内容説明 <input type="checkbox"/> 取扱説明 <input type="checkbox"/> その他		確認事項 <input type="checkbox"/> 装置確認（異常あり・異常なし） <input type="checkbox"/> その他	
備考			

平成 年 月 日

様

喜多方市長



喜多方市なりすまし詐欺防止装置貸出決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたなりすまし詐欺防止装置の貸出しについては、次のとおり決定しましたので通知します。

貸出対象者氏名	
貸出期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
貸出し台数	台
貸出し・返却先	課 8:30 ～17:15
貸出条件等	<p>①なりすまし詐欺防止装置を良好な状態で使用しなければならない。</p> <p>②なりすまし詐欺防止装置を転貸または譲渡してはならない。</p> <p>③貸出期間が満了したときは、直ちに返却先に返却すること。</p> <p>④故意または過失によってなりすまし詐欺防止装置を亡失または破損させた場合は、市長に報告するとともに、なりすまし詐欺防止装置を原状に復し、又は、その相当額をもって賠償しなければならない。</p> <p>⑤市長は、借用者が喜多方市なりすまし詐欺防止装置貸出要綱に違反したと認めるときは、貸出期間にかかわらず、なりすまし詐欺防止装置の貸出しを中止し、返却させることができる。</p>

様式第3号（第6条関係）

平成 年 月 日

様

喜多方市長



喜多方市なりすまし詐欺防止装置貸出却下通知書

年 月 日付けで申請のありましたなりすまし詐欺防止装置の貸出しについては、次の理由により貸出しできませんので通知いたします。

貸出希望者氏名	
却下の理由	